○外務省告示第四百十二号

平成二十九年十一月三十日にウランバートルで、ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

平成二十九年十二月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十三億七千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日
4　署名者
日本側　高岡正人在モンゴル大使
モンゴル側　ダムディン・ツォグトバータル外務大臣

○外務省告示第四百十三号

平成二十九年十二月五日に東京で、マダガスカル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

平成二十九年十二月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日本側　河野太郎外務大臣
マダガスカル側　アンリ・ラバリ・ンジャカ外務大臣

平成二十九年十二月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百十四号

平成二十九年十二月五日に東京で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

平成二十九年十二月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億七千万円
3　署名者
日本側　河野太郎外務大臣
マダガスカル側　アンリ・ラバリ・ンジャカ外務大臣

平成二十九年十二月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

○財務省告示第三百四十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十五日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九番地）	官民協働海外留学支援制度大学全国コースに係る費用（平成三十年度事業分）	平成二十九年十二月十五日から平成三十年九月二十八日まで
宗教法人醍醐寺（京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一番地）	国宝として指定されている宗教法人醍醐寺の醍醐寺文書聖教の保存修理の費用	平成二十九年十二月十五日から平成三十年十二月十四日まで

○農林水産省告示第二千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区日連字翁一一二〇、一一二一、一一二四の六から一一二四の一〇まで、緑区澤井字藤沢二二〇九の六、二二一一の二四、字西沢二二一二の八、二二一五の二、二二二〇の一、二二二〇の三、二二二一の一、二二二二の二、二二二二の三、緑区鳥屋字奥野三六二七の一九七、三六二七の一九八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区名倉字小花井三六八の二、字上駒地四〇二の一、字下駒地四二八（次の図に示す部分に限る。）、四一九、四二七の一、四二七の三、字柴田川原六五五の一、字高倉七一二の一、七一三、七一五の一、七一六、七二〇、七二一、七三三、字下千戸沢七七六の一、字上原八七〇、八八一、字西川九三六から九四一まで、九四二の一、字石合久保九六一、九六三、九六四の一、九八〇の一、字矢木沢一〇三五、字西原一〇五二、字風久保一三四の一、一三七の一、一三七の四、字永井一六九の一、字湯久保一二九〇、字京塚一四二〇のイ、字神田久保一四二八の一から一四二八の三まで、字切口一五〇五・一五四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五三四、字米ノ口一五六六、一五六八、一五九三、一五九四の口、一五九四の八、一五九六、字上千戸沢一六二五、一六三二、一六四五、一六五三、一六五四、字甘柿沢一六五八（次の図に示す部分に限る。）、一六六九、字下日向一七三七、字永久保一七八二、字東原一八四七、字仲切口一八六九、一八七八、一八八三、字野田原二〇二三の五、二〇八二、二一〇七、二一一一、字柳沢二一三五、二一三六、二一四〇、二一四五、二一五〇の二、二一五八の二、二一五九の二、二一六〇の一、二一六一の二、字大日影二一八二、二一八七、字吉原二一九〇、二二一一、二二二〇、字上地敷二二二一の一、二二二四、二二三七、字中村原二三九八、字井戸川二六八〇、二七〇四、字打越二七一五、二七一七、二七二三、字雨乞塚二七三五、二七三七の一、字木古場二七六八、二七八九、字太郎地三一七一の一、字上中日向三一八三の一、三一九四の一、字仲日向三三八一、字上境沢三五七一、字峯山三五七三、三五七五の一、三五八四、三五八九、三五九九、字大久保三六二九、三六三六、字反沢四一八五の一・四一九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一八五の五、字宝事四二四八の一・四二四八の五・四二四八の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四二四四、四二四八の三、字東万戸四二七〇、字西万戸四四九〇、四四九四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養